

2. 原子力発電事故への対応

原子力発電所事故による警戒区域・避難指示区域等の見直し

- 川内村、田村市、南相馬市、飯舘村において、警戒区域及び避難指示区域の見直しを行い、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域を設定。

避難指示解除準備区域：

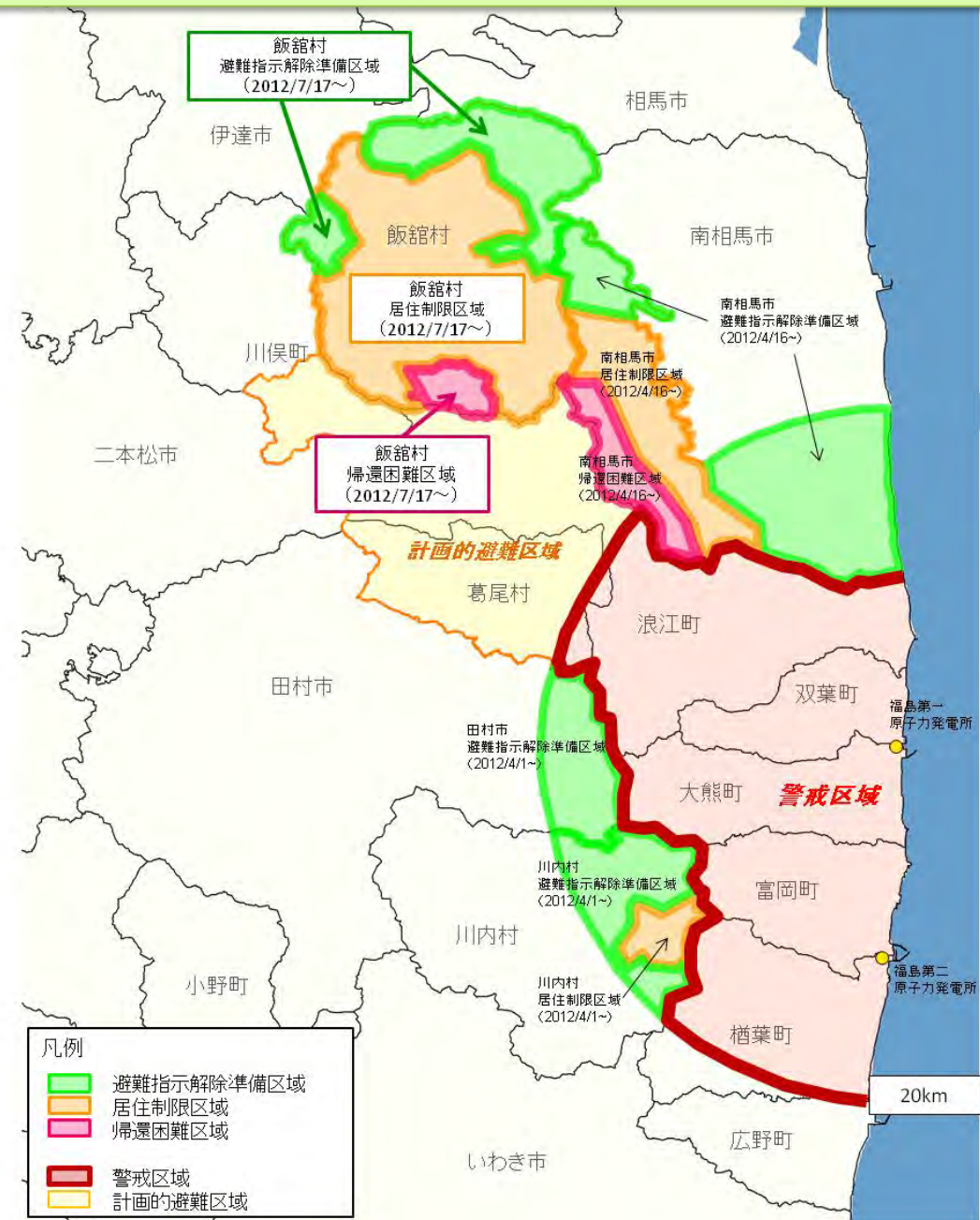
年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域

居住制限区域：

年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域

帰還困難区域：

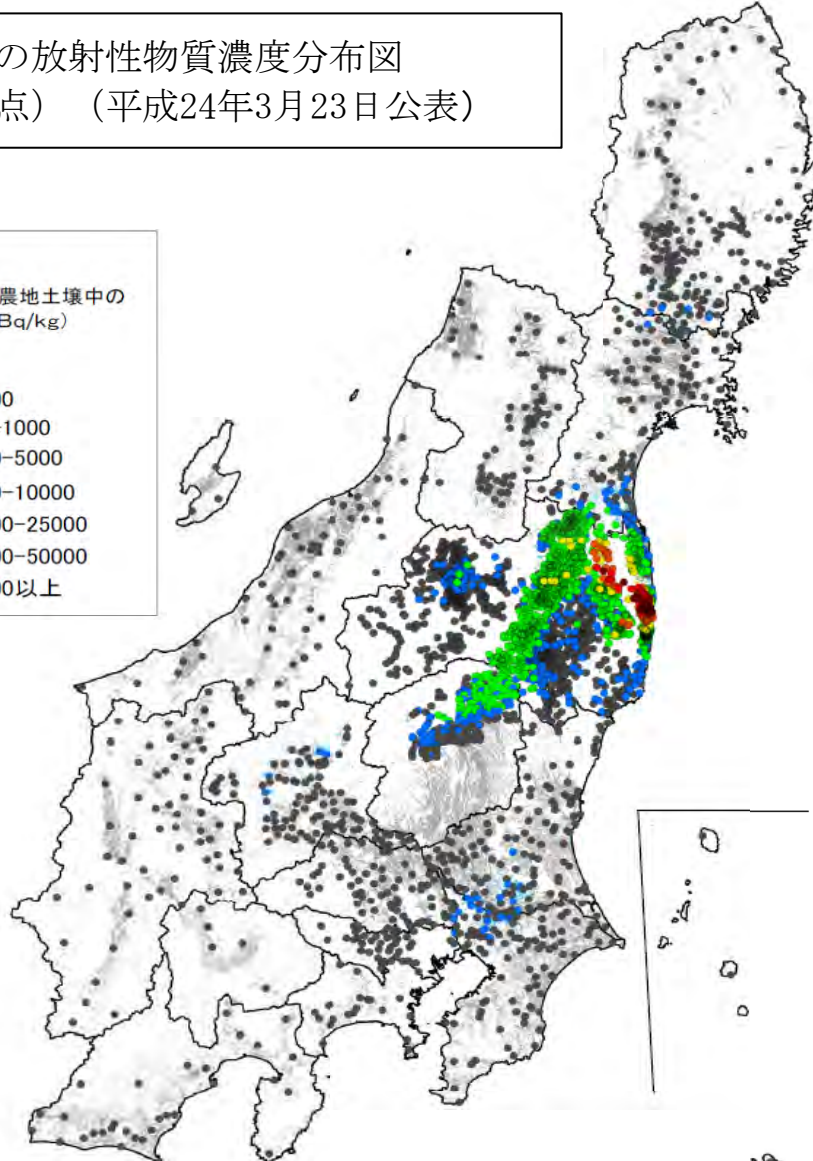
5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域



農地土壌の放射性物質による汚染の状況

- 農地土壌の放射性物質濃度分布図を作成し、農地土壌がどの程度放射性物質に汚染されているかを把握し、農地の除染など今後の営農に向けた取組を推進。

農地土壌の放射性物質濃度分布図
(3423地点) (平成24年3月23日公表)



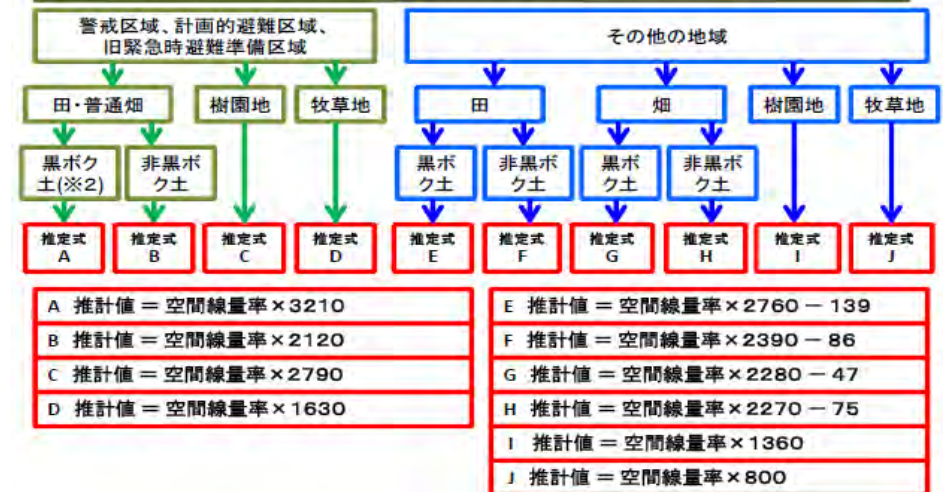
(参考) 農地土壌の放射性セシウム濃度の簡易算定法

放射性物質濃度調査の結果から、農地上1mの高さの空間線量率と農地土壌中の放射性セシウム濃度との間には、その土質や農地の状態に応じて一定の相関があることが判明。これを踏まえ、簡便に測定できる空間線量率から、農地土壌中の放射性セシウム濃度を簡易的に算定する方法を提示。

(http://www.s.affrc.go.jp/docs/press/pdf/120323_04_santeihou.pdf)

(1) 空間線量率(※1)を測定(μSv/h)

(2) 農地の種類により、以下の式を用いて推計値を算定(Bq/kg)



(※1) 航空機モニタリング等による空間線量率は、文科省の放射線量等分布マップ拡大サイトで確認できます。

【URL:<http://ramap.jaea.go.jp/map/>】

(※2) 農地の土壌が黒ボク土かどうかは(独)農業環境技術研究所の土壌情報閲覧システムHP中の土壌図で確認できます。

【URL:http://agrimesh.dc.affrc.go.jp/soil_db/】

食品等の中に含まれる放射性物質の新たな基準値

- 暫定規制値を下回っている食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されていたが、より一層、食品の安全と安心を確保するために、新基準値を設定（平成24年4月1日）。
- 食品衛生法上問題のない農畜水産物の生産を確保するため、飼料の放射性セシウムの暫定許容値も改訂し、新たな暫定許容値を超える生産資材が使用・流通されないよう検査・指導。

食品

放射性セシウムの暫定規制値^{※1}（単位：ベクレル/kg）

食品群	飲料水	牛乳・乳製品	肉・卵・魚・その他	穀類	野菜類
規制値	200	200	500		

※1 放射性ストロンチウムを含めて
規制値を設定



放射性セシウムの新基準値^{※2}（単位：ベクレル/kg）

食品群	飲料水	牛乳	乳児用食品	一般食品
規制値	10	50	50	100

※2 放射性ストロンチウム、プルトニウムなどを含めて基準値を設定

—経過措置—

新基準値への移行に際して、市場（流通）に混乱が起きないよう、暫定規制値を適用する準備期間を設定（米・牛肉：6ヶ月間、大豆：9ヶ月間）。

肥料・飼料等

旧暫定許容値（単位：ベクレル/kg）

項目	肥料等 （肥料・土壌改良資材・培土）	飼料 （牛・馬・豚・家きん用）	飼料 （養殖魚用）
規制値	400	300	100



新暫定許容値（単位：ベクレル/kg）

項目	肥料等 （肥料・土壌改良資材・培土）	飼料 ^{※3}			
		牛・馬用	豚用	家きん用	養殖魚用
規制値	400	100	80	160	40

※3 粗飼料については、水分含量80%

原発事故による農林水産物への影響

○ 福島第一原発から放射性物質が放出され農畜産物等の汚染が懸念されたため、農畜産物について放射性物質検査を実施。

農林水産物等の放射性物質検査概要（H24年4月1日以降公表分）

◆農畜産物（6月15日現在）（単位：点）

品 目	検査点数	放射性セシウム 基準値超過検体数
米	—	—
麦	1	0
豆類	—	—
野菜	4,173	2
果実	385	2
飲用茶 ※	566	13
きのこ・山菜類	2,788	465
地域特産物	36	0
牛肉	26,798	0
豚肉	176	1
鶏肉	47	0
卵	126	0
原乳 ※	493	0

◆水産物（6月27日現在）（単位：点）

品 目	検査点数	放射性セシウム 100Bq/Kg超過検体数
海産魚種	3,101	324
無脊椎動物 （イカ、タコ等）	458	3
海藻類	315	0
淡水魚介類	1,218	163
上記のうち加工品	241	0
上記のうち広域回遊性種 （カツオ、ビンナガ等）	210	0
哺乳類（クジラ）	6	0

※ 放射性セシウムの基準値は飲料茶が10Bq/kg、原乳が50Bq/kg、それ以外が100Bq/kg。

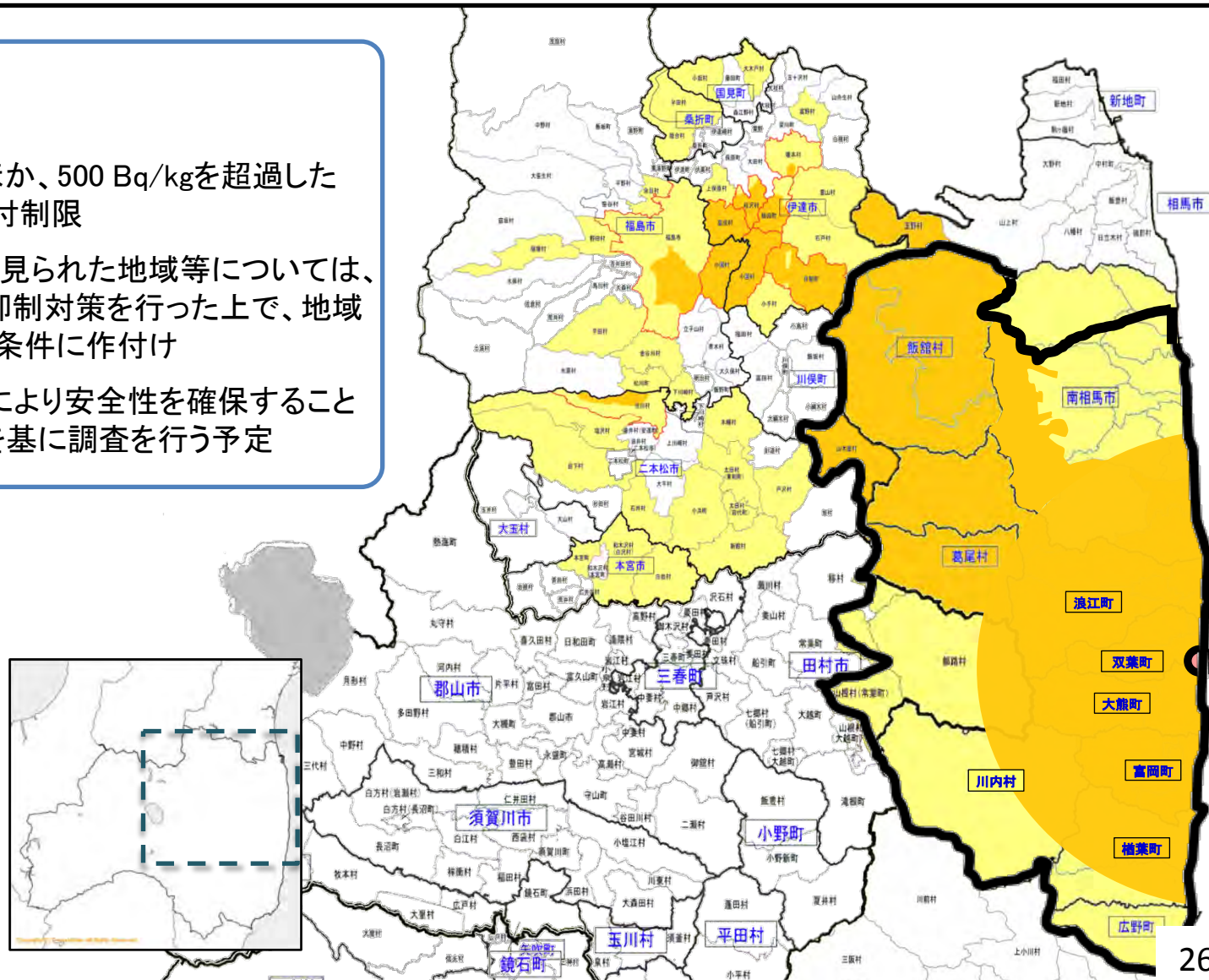
食品の新基準値に対応した生産現場の主な取り組み（米）

○ 米

作付制限を行うほか、放射性物質の低減対策や収穫後の検査により、安全性を確保。

24年産米の取組

- 23年産米の調査結果を基に、
 - ① 警戒区域や計画的避難区域のほか、500 Bq/kgを超過した値が見られた地域等については作付制限
 - ② 100～500 Bq/kgの値が一定程度見られた地域等については、事前に出荷を制限し、除染や吸収抑制対策を行った上で、地域の米の全量を管理・調査することを条件に作付け
- それ以外の地域については、調査により安全性を確保することとしており、23年産の調査結果等を基に調査を行う予定



作付制限区域

事前出荷制限区域

管理計画に基づき米の全量
管理・全袋調査を行うこと
により、作付を行うことが
できる区域

福島第一原子力発電所

23年産米で500ベクレル超過 を検出した旧市町村

23年産稲の作付制限 を行った区域

食品の新基準値に対応した生産現場の主な取り組み（米以外の農産物）

○ 米以外の農作物

作付制限は行わず、放射性物質の低減対策を徹底するとともに、収穫後の検査により、安全性を確保。

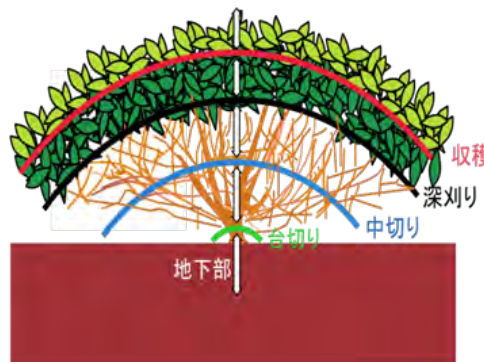
放射性物質の吸収抑制の取組

果樹の粗皮削り等



果樹については、樹体に付着した放射性物質の影響が大きいと見られており、樹体表面の粗皮削り、高圧水による樹体洗浄等、樹体表面の放射性物質を除去。

茶の剪定



茶については、葉や樹体に付着した放射性セシウムの影響が大きいと考えられるため、剪定・整枝により、茶に移行する放射性物質を低減。

収穫後の放射性物質調査

- よりきめ細かく汚染の状況を把握するため、調査対象市町村、調査検体数、調査頻度等を明示
- 23年度に100 Bq/kg を超過したことがある品目については、原則として、調査対象17都県において生産・出荷のある全市町村で調査。
- 調査対象17都県のうち、複数品目で出荷制限の実績がある6県において、特に綿密な調査を実施。

食品の新基準値に対応した生産現場の主な取り組み（畜産物）

○ 畜産物

- ・ 畜産物については、徹底した飼養管理と放射性物質検査により、安全性を確保。
- ・ 食品の新基準値（牛肉100 Bq/kg、牛乳50Bq/kg）を超えない牛肉や牛乳が生産されるよう、飼料の暫定許容値を改訂。

また、これに合わせた飼養管理、牧草地の除染対策の推進、粗飼料の調査、代替飼料確保の支援等を確実に実施。

家畜の飼養管理等の指導

1. 飼料の新暫定許容値以下の粗飼料（牧草等）への速やかな切替え
2. 新暫定許容値以下の牧草生産が困難な牧草地の反転耕等による対策の推進
3. 昨年の牧草の調査結果を踏まえ地域を細分化したモニタリング調査の実施
4. 代替飼料確保や牧草地の除染対策の支援



放射性物質調査の強化

○牛肉の全頭・全戸調査

これまで出荷制限対象4県（岩手、宮城、福島、栃木）に限定し、出荷の条件として全頭・全戸調査を実施

→ 茨城、群馬、千葉でも、モニタリング調査として全戸調査を実施

○乳の調査頻度

これまで2週間に1度調査を実施

→ 7県（岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉）では、1週間に1度に強化

原発事故による水産関係の影響と対応

操業自粛等の状況(海面のみ)(6月28日時点)

青森県			
【県の要請により水揚げ自粛】			
魚種	海 域		開始時期
マダラ	青森県太平洋海域		H24.6.19
岩手県			
【出荷制限】			
魚種	海 域		開始時期
マダラ	岩手・宮城県境の正東線以南の水域		H24.5.2
【県の要請により水揚げ自粛】			
魚種	海 域		開始時期
クロソイ	釜石市沖及び大槌町沖		H24.6.1
宮城県			
【出荷制限】			
魚種	海 域		開始時期
スズキ	金華山以南宮城県沖		H24.4.12
マダラ	宮城県沖		H24.5.2
ヒガンフグ	金華山以南宮城県沖		H24.5.8
ヒラメ	金華山以南宮城県沖		H24.5.30
クロダイ	金華山以南宮城県沖		H24.6.28
【県の指導の下、漁業者間の決定により操業自粛】			
漁業種類	海 域		開始時期
メロウドイ(イカナゴの親魚を対象とする すくい網漁業	宮城県沖		H24.1.21
魚種	海 域		開始時期
アイナメ	仙台湾南部		H24.5.17
福島県			
【出荷制限】			
魚種	海 域		開始時期
アイナメ、イカナゴ(稚魚を除く。)、エゾイシアイナメ、スズキ、ヒラメ、マゴチ、マダラ、マアナゴ、ババガレイ、アカガレイ、ムシガレイ、アカシタヒラメ、イシガレイ、クロウシシタ、ヌマガレイ、ホシガレイ、マガレイ、マコガレイ、メイタガレイ、ウミタナゴ、クロダイ、コモンカスベ、スケトウダラ、ヒガンフグ、サブロウ、ニベ、ホウボウ、ケムシガシカ、ウスメバル、キツネメバル、クロソイ、シロメバル、ムラソイ、サクラマス、ピノスガイ、キタムラサキウニ	福島県沖		H24.6.22
福島県(続き)			
【組合長会議の決定により操業自粛】			
漁業種類	海 域		開始時期
沿岸漁業及び底びき網漁業(ただし、ミズダコ、ヤナギダコ及びシライトマキバイを対象とした試験操業を除く。)	福島県沖		H23.3.15
茨城県			
【出荷制限】			
魚種	海 域		開始時期
シロメバル	茨城県沖		H24.4.13
スズキ、ニベ、ヒラメ			H24.4.17
コモンカスベ			H24.6.1
【①県の出荷・販売自粛要請、②業界の生産自粛】			
魚種	海 域		開始時期
イカナゴ(親魚)	茨城県沖		H23.4.5
エゾイシアイナメ	茨城県沖		H23.9.5
① コモンフグ、ウスメバル	茨城県沖		H24.3.27
イシガレイ	茨城県沖		H24.5.11
ショウサイフグ	茨城県沖(北部)		H24.3.27
ホウボウ、アカシタヒラメ、ヒガンフグ			H24.3.27
キツネメバル			H24.4.13
アイナメ	茨城県沖(北部)		H24.4.17
クロソイ			H24.5.15
ヤナギムシガレイ			H24.5.24
クロダイ			H24.5.29
② クロメバル			H24.3.27
ヒガンフグ	茨城県沖(県央部)		H24.3.30
アカエイ			H24.4.13
マゴチ			H24.6.8
アカエイ			H24.3.27
マルアジ			H24.5.11
キツネメバル	茨城県沖(南部)		H24.5.15
マダラ			H24.6.8

注1:特に断りのない限り、養殖により生産されたものを除く。

注2:出荷制限指示後も自粛措置を継続している場合があるが、この場合の自粛措置は、原則として本表では省略。

福島県沖での操業再開に向けた取組

- 福島県沖における操業自粛が長期化する中、放射性物質に対する水産物の安全・安心の確保に万全を期した上で、一部の海域・魚種から、漁業再開に向けた取組を進めることが重要。
- このため、福島県では、がんばる漁業復興支援事業による「福島県漁業復興協議会」を立ち上げ、操業再開に向けた検討を開始。
- 6月下旬、相馬双葉地域において、昨夏以降、放射性物質の検査結果の値が安定して基準値を下回っている、ヤナギダコ・ミズダコ・シライトマキバイを対象とした小規模な試験操業・試験販売を実施。

加工・流通(風評被害・輸出)対策

- 風評被害を払拭するためには、正確な情報を提供することが重要であり、検査結果や放射性物質の魚への影響等に関するQ&Aをホームページに掲載し、正確でわかりやすい情報提供に努めているところ。
- 現在、「食べて応援しよう!」のキャッチフレーズの下で、被災地等で生産・製造されている農林水産物等を積極的に消費することによって被災地の復興を応援するキャンペーンを展開。
- 輸出に当たり産地証明、放射能安全証明等を求めている国に対する証明書の発行。
- 諸外国に対しては、外交ルートを通じて、我が国の措置等について情報提供するとともに、検査結果や放射性物質の魚への影響等に関するQ&Aについて、水産庁ホームページを通じて英語で公表。